

■受験対策ミニ講座 6号■

芸術の秋。忙しい毎日ですが、たまには映画や演劇、展覧会などに足を運ぶのもいい気分転換になります。芸術は「人間」を追求する活動、すぐれた作品からは必ず福祉とつながる人間社会が見えてきます。視野を広げ、心豊かに学びの場を広げていきましょう。

今回の科目は『現代社会と福祉』です。この科目は10問と出題数も多いのですが、福祉政策に関する問題など、かなりの内容が他の科目と重複します。

第6問<現代社会と福祉>—————

〔28回31〕生活困窮者自立支援制度における自立支援の在り方に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 行政担当者に、生活困窮者の早期発見を目的とする地域巡回を義務づける。
- 2 自己肯定感の回復や居場所・役割の発見につながる支援を重視する。
- 3 包括的・継続的な支援では、当事者との毎日の面談が求められる。
- 4 就労支援は除かれる。
- 5 生活福祉資金貸付事業により資金を借り受けている世帯は対象としない。

■Plus Column

【時事問題に敏感になろう！】

例年、時事問題は必ず出題されます。その年や前年あたりに成立した、あるいは大きな改正があった法律は必ずチェックしておきましょう。話題になった出来事や大きな事件に関連したこと、流行した感染症に関する知識が問われたこともあります。

今年はパラリンピックが行われた一方でテロ事件が多発し、国内でも障害者施設で殺人事件がありました。感染症では近年世界的にデング熱やジカ熱の対策がとられ、国内では麻疹や結核が話題となっています。

今、日本で世界で何が起きているか、いつもアンテナを張っておきましょう。日頃から新聞を読み、ニュースに親しんでおくことが大切です。

〔28回31〕の正解と解説—————

「生活困窮者自立支援法」に関して正しいのは2。

27年施行の「生活困窮者自立支援法」は「生活保護に至る前の段階」から就労・相談支援を行い、生活困窮からの脱却を支援しようとする新しい制度です。窓口は福祉事務所で、これまでにはなかった事業として、「住居確保給付金の支給」や「子どもへの学習援助」が掲げられていることが注目され、引き続き出題が予想されます。

1×

行政担当者に、生活困窮者の早期発見を目的とする地域巡回を義務づける。

行政担当者に、地域巡回は義務づけられてはいません。

2○

自己肯定感の回復や居場所・役割の発見につながる支援を重視する。

3×

包括的・継続的な支援では、当事者との毎日の面談が求められる。

面談は毎日行うとはされていません。

4×

就労支援は除かれる。

就労訓練支援事業が含まれています。

5×

生活福祉資金貸付事業により資金を借り受けている世帯は対象としない。

生活福祉資金を借り受けている世帯が対象外という規定はありません。

生活福祉資金貸付制度は以前からある、低所得者に対して資金の貸付を行う制度です。実施主体は都道府県社会福祉協議会、民生委員や市町村社会福祉協議会を経由して、都道府県社会福祉協議会に申込書を提出します。(→「都道府県か市町村か」という点に注目しましょう。)

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KD X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus